

大崎市民病院救命救急センター運営費県補助金の現状維持を求める意見書

大崎市民病院救命救急センターは、平成6年に開設後、約21年が経過しました。開設当初は、一部の救急医療には対応できず、仙台医療圏への搬送を余儀なくされていましたが、スタッフや医療機器、病床の整備を図り、現在では三次医療の大部分を実施できるまでに至っています。これもひとえに、宮城県を初め大崎、栗原、登米の県北自治体からの御支援によるものであり、改めて感謝申し上げる次第です。

しかし、平成28年度宮城県の予算編成において、大崎市民病院救命救急センターに対する県補助金が減額となりました。仙台市に所在する救命救急センターを除く3つの救命救急センターに対する補助基準を統一し、国庫補助制度（医療提供体制推進事業費補助金）を準用した補助制度とするもので、従来の1億2,000万円から5,722万5,000円と大幅な減額です。

救命救急センターは、365日24時間、救急患者を受け入れるために人的体制を整えておく必要があり、極めて不採算な医療分野を担っています。救命救急センターは、現に医療の提供を受ける救急患者のみならず、住民の日々の安心かつ安全な生活に資する施設であり、行政からの支援は必要不可欠です。

大崎市民病院救命救急センターは、県北部の3市4町にわたる三次救急を担っており、これらの市町の面積は宮城県の約39.3%、人口（平成22年国勢調査）は約15.7%を占めています。また、平成26年度における住所地別患者数は、大崎市で約52.9%、大崎地域4町、栗原市、登米市で合わせて約40.7%を占めており、圏域を超えた県北地域の住民の生命を守る役割を担っています。

よって、宮城県におかれましては、こうした実態を踏まえ、改めて大崎市民病院救命救急センターの役割を認識し、3市4町の負担をふやすことは困難でありますので、これまでと同様に1億2,000万円を予算化の上、補助するよう求めます。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成28年3月10日

宮城県大崎市議会議長 佐藤 清 隆

宮 城 県 知 事 殿